

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を
求める意見書

行政書士制度は、昭和 26 年の行政書士法施行以来、複雑・多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民との行政の橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところである。

平成 20 年 7 月には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の代理、その他の意見陳述の代理を法定業務として行うこととなった。これにより行政書士がこれらの代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。

しかしながら、行政書士の資格試験科目には行政手続法、行政不服審査法などが出題されており、行政書士は不服審査手続に精通しているにもかかわらず、行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権が付与されていないことから、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境となっているとは言いがたい。

よって、国におかれては、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 中 西 哲

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣

} 様